

介護保険法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集
に対して寄せられた御意見について

令和 7 年 11 月 27 日
厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険法施行令の一部を改正する政令案について、令和7年10月1日から令和7年10月31日まで御意見を募集したところ、5件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
老齢基礎年金のみを受け取る者のみを優遇するのは、厚生年金や国民年金基金等に加入して保険料を負担してきた者と比べて不公平である。	65歳以上の被保険者の保険料については、所得に応じて段階的な設定としています。その上で、今般の改正は低所得者の保険料の負担に影響が出ないようにするものであり、引き続き、制度の持続可能性等に配慮しつつ、適切に対応してまいります。
基準額の見直し自体は低所得者層に配慮した素晴らしい対応と考えるが、見直すたびに自治体ではシステム改修や広報物の修正等が発生する。ある程度、額に余裕を持った額で見直した方がいいのではないか。	今回の改正案における基準額の見直しについては、自治体の実務に影響が生じないよう、できる限り早期にスケジュールをお示しするため、公布予定時期の調整を行ったところであり、引き続き、適切に対応してまいります。
賛成です。誰かの負担を増やそうという話ではないので反対する理由はありません。	御意見として承ります。

※上記のほか、2件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。